

令和8年1月9日

報道関係 各位

高額療養費自己負担限度額の適用誤りについて

当市において高額療養費自己負担限度額の適用誤りがあり、高額療養費および入院時食事療養費を過大に支給していたことが判明いたしましたので、お知らせいたします。

誤りが判明した経緯は、令和7年12月2日に他県で同様の誤りがあったことが報道されたため、当市においても確認したところ、判明したものです。

対象の方をはじめ、市民の皆様にご迷惑、ご心配をおかけし、深くお詫び申し上げますとともに、再発防止策を講じ、信頼回復に努めてまいります。詳細は、下記のとおりです。

記

1. 概要

国民健康保険には、所得に応じて1か月当たりの医療費負担額の上限（自己負担限度額）を設け、その上限を超えて医療機関等の窓口でご負担をされた場合は「高額療養費」として、その超えた分を保険者である市がお支払いする制度があります。

海外から転入し、1月1日時点で国内に住所を有しない国民健康保険被保険者の海外での収入は、日本国内での収入とは見ないため、国民健康保険では原則として「住民税非課税世帯」と判定されますが、自己負担限度額の区分判定に際しては、1月1日時点で国内に住所を有しない国民健康保険被保険者がいる世帯は「住民税課税世帯の最も低い区分」を適用することが法令で規定されています。

しかしながら、原則どおり「住民税非課税世帯の区分」を適用するものと誤解し、その区分を適用してしまいました。そのため、高額療養費および入院時食事療養費を過大に支給してしまいました。

2. 経緯

令和7年12月2日（火）

県外他市町村において発生した高額療養費等の過大支給の報道
当市においても確認したところ同じ適用誤りがあることが判明
過大支給額の調査を開始

令和8年1月8日（木）

調査終了（結果は次ページの3. のとおり）
対象者への謝罪と事情説明を開始

（次ページへ）

3. 対象世帯数および過大支給額

6世帯 合計259,852円

〔過大に支給した額が最も多かった世帯の金額 : 145,912円〕
〔過大に支給した額が最も少なかった世帯の金額 : 19,890円〕

※法令の規定により時効消滅とならない過去5年分が対象

4. 原因

法制度の誤解により、法令の規定を誤って適用していたため。

5. 今後の対応

引き続き、対象世帯の方へ謝罪と事情説明を行い、過大支給分の返還をお願いしてまいります。

6. 再発防止について

適切な法解釈の徹底、および当該事務処理に係るマニュアルの整備により、再発防止に努めてまいります。

7. 参考（自己負担限度額概要・月額）

① 70歳未満の方の場合

区分	所得区分	限度額
ア	(略)	
イ		
ウ		
エ	基準総所得額 210万円以下	57,600円
オ	住民税非課税世帯	35,400円

←課税世帯の最も低い区分

② 70歳以上75歳未満の方の場合

所得区分	外来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)
現役並み所得者Ⅲ	(略)	
現役並み所得者Ⅱ		
現役並み所得者Ⅰ		
一般	18,000円	57,600円
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円

←課税世帯の最も低い区分

←非課税世帯の区分

お問い合わせ

○本件に関すること
牛久市保健福祉部医療年金課
担当:宮本 (内線1720)

○発信元

〒300-1292 牛久市中央 3-15-1

牛久市市長公室広報広聴課

☎029-873-2111(内線 3221・3222)

Email kouhou@city.ushiku.ibaraki.jp